

川本町 第3次行財政改革大綱

I 第3次行財政改革大綱の趣旨

1. これまでの行財政改革(集中改革プラン)の検証

本町はこれまで、平成9年度に行財政改革大綱を策定し、町行財政の確立と行政サービスの向上を図るため、各組織、制度、施策など全般にわたり見直しを行ってきました。また、平成18年度には単独町政の道を選択した本町の脆弱な行財政基盤の強化・安定を自らの改革によって実現していくという不退転の決意と、その実行への強い覚悟のなか、これまでの常識をこえる抜本的改革により、簡素で効率的・効果的な行政体制を確立すべく第2次川本町行財政改革(行財政集中改革プラン)を策定しました。

第2次行財政改革大綱 行財政集中改革プラン10項目

- ・事務事業の効率化・高度化
- ・民間委託等の推進
- ・定員管理及び給与等の適正化
- ・組織機構の見直し
- ・職員の能力を發揮させる人事管理の推進
- ・歳入の確保及び経費の節減等財政の健全化
- ・公社、財団等の経営健全化
- ・地域協働の推進
- ・補助金等の整理合理化
- ・電子自治体の推進

第3次行財政改革大綱の策定にあたっては、まず第2次行財政改革でこれまで取り組んだ集中改革プランの進捗状況を検証する(別添)とともに、集中改革プランに求められている目標・目的の考え方を示し、第3次行財政改革実施計画のなかで、より具体的な取り組みについての計画を策定し、一層の行財政改革を推進していくこととします。

2. 住民が満足する持続可能な行政運営の必要性

これまでの行政運営は、中央集権のもと、一定の基準から外れないよう、予算の分配機能を果たすといった「管理」の手法が、もっとも効果的、効率的な行政運営であるとの考えに依拠していました。昨今の行政改革において、行政運営の有効な手法として着目されているのが、「経営」による行政運営です。これは、人口減少社会の到来、依然として厳しい財政状況、さらに先行きに不透明感が高まる社会情勢時においても、目標を明確に定め(Plan)、創意工夫を施しながら実行し(Do)、その成果を評価し(Check)、必要に応じた改善を図る(Action)という経営サイクル(PDCAサイクル)により、常に成果を發揮しようとするものです。地方自治体の行政改革においては、この「管理」から「経営」への転換により、行政運営の原理そのものを根本から変えることが求められています。

第3次行財政改革大綱では、より効率的で住民に分かりやすい自治体経営を確立し、最終的には住民の納得度の向上を図るため、平成24年度から実施する第5次総合計画の事

業実施に併せて、主要な事務事業の行政評価を導入します。行政評価は、成果(効果)に重点を置いて客観的に評価・検証を行うものです。そして評価の結果、明らかとなった課題を迅速に次の計画等に反映させ、改善を図ることによって、より効率的で住民に分かりやすい自治体経営を確立し、最終的には住民の納得度の向上を図る行政改革の手法の一つです。

管 理

経 営

【執行主義】

決められたことを決められたとおりに執行することを、最終的な目的が達成されたか以上に重視する

【成果主義】

各々の行政に見合った規模で、最終的な目的を達成するために行動する

【正解発掘主義】

正解が見つかるまで行動しないことを原則とし、目標が達成されないことへの指摘を恐れ、達成できる担保のあるものを目標とし、達成すべき目標は掲げない

【修正主義】

達成できる目標よりも、達成すべき目標を設定し、達成できないときは、その原因を明らかにし、修正を加えながら、前進する

【安全志向】

国や県の指針や、これまでのやり方を続けることのほうが、新たな方策をたてるより無難であると考え

【挑戦試行】

最終的な目的を達成するために、創意工夫を施し、果敢に挑戦する

【横並びを尊重】

他の自治体や他人と同じであることに安心し、問題の本質を見抜こうとしない

【主体性の発揮】

問題を解決するために、主体性を持って取り組む

【ばらまき】

本来はこうあるべきであると気づきつつも、現状を変えることによって生じる批判と負担を避け、あれもこれもやる

【取舍選択】

住民に対する説明責任を果たし、本当に必要な、あれとこれに絞って施策を実施する

【指示待ち体質】

自ら考えることを放棄し、細部においても首長や上司にどうするかを指示を仰ぎ、それだけを担保に仕事を進める

【執行力の発揮】

政策的な目標と自らに課せられた役割を理解し、使命感をもって、問題の解決にあたる

【個別の利益】

個別の行政分野における問題の解決や、あらかじめ決められた自分の仕事のみを、完全に、滞りなく執行することに固執する

【全体の利益】

行政全体の利益を追求することを徹底し、最終的な目的を達成するための仕事に範囲を定めない

Ⅱ 第3次行財政改革大綱の基本的考え方

1. 改革のテーマ

これまでの行財政改革における基本的な考え方は、単なるコストカットを行うのではなく、従来の行財政運営のあり方を根本から問い直し、限られた行財政資源を最大限活用しながら、効率的で効果的な町政運営を行うことでした。こうした考え方は、今後も継承していかなければならないものです。

第3次行財政改革大綱では、これまでの行財政改革大綱の取り組みの成果や課題を踏まえながら、急激に変化した現在の社会経済環境の中で、改めて本町が現在どのような状況にあり、今後何をすべきかを的確に捉え、向かうべき方向性を見据える必要があります。

こうした認識のもとで、これからのまちづくりの基本となる「第5次川本町総合計画」を念頭に置きながら、改めて本町がめざす将来像の実現に向けて必要となる改革の取り組みを再構築するため、改革のテーマを「『住民が満足する持続可能な行財政』を実現する行政経営基盤の確立」とします。

改革のテーマ

**「住民が満足する持続可能な行財政」
を実現する行政経営基盤の確立**

2. 改革の目標

上記の改革の目的を達成するため、改革の目標を次のとおり掲げます。

改革の目標

- (1) 効率的・効果的な行政体制の再構築
- (2) 持続可能な行財政基盤の確立
- (3) 住民との協働によるまちづくり

(1) 効率的・効果的な行政体制の再構築

限られた財源や資源を最大限活用し、社会経済環境の変化に対応した的確な住民サービスを提供するため、効率的・効果的な行政体制に再構築します。

また、住民の目線を大切にし、住民サービスの質的向上を旨とするとともに、職員の意識向上を図ります。

(2) 持続可能な行財政基盤の確立

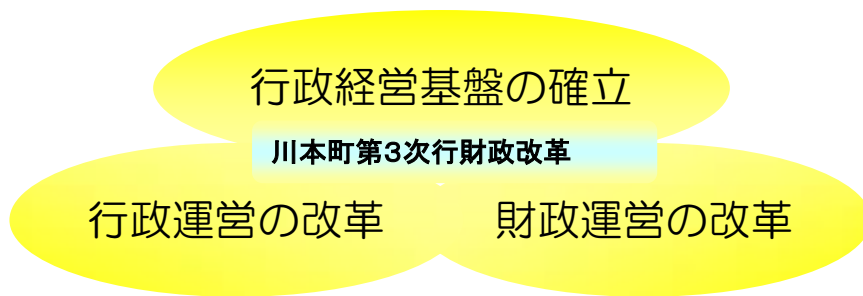
中長期的な視野に立って、徹底した歳出の抑制と歳入の確保に取り組み、持続可能な行財政基盤の確立を図ります。

(3) 住民との協働によるまちづくり

住民との情報の共有化を推進し、透明性の高い行政経営を行うことで、住民と行政がそれぞれの役割と責任を分担しつつ、パートナーとして、ともに手を携えてまちづくりを担っていける環境を整備します。

Ⅲ 第3次行財政改革の柱と推進項目

上記の目標を達成するため、第3次行財政改革では「行政運営の改革」「財政運営の改革」「行政経営基盤の確立」の3項目を柱として改革に取り組みます。



1. 行政運営の改革

本町はこれまで、本格的な少子高齢社会の到来や急激な社会経済状況の変化の中で、必要な住民サービスを確実に住民に提供していくために、厳しい財政状況のもと、施策や制度について検証しながら、見直すべきところは見直しを図ってきました。

今後も引き続き、既存の事務事業の整理・合理化に努めるとともに、行政と民間の役割分担と責任の範囲を明確にして、サービス水準や費用対効果などの検討を行いながら、適切な民間委託や指定管理者制度を推進します。

また、既存施設についても、その在り方の方針を明確にししながら、個々の施設について適切な見直しを推進します。

(1) 事務事業の効率化・高度化

① 行政評価の導入

平成24年度からの第5次総合計画のスタートに併せ、事務事業評価を導入します。

それまでは、予算事業概要書等を活用し、事務事業評価導入に向けた試行を行うとともに、状況を「まちの予算」や決算時の主要な成果として公表します。

② 住民手続きの改善

住民サービスの向上を目指し、常に点検を実施し、窓口での対応の向上を図るとともに、総合的な手続きに関するホームページ作成にも取り組みます。また、転出入に関する関連情報の提供など、より一層のサービス向上を図ります。

③ 事務の効率化・高度化の処理システムの導入

庁内に情報化検討委員会を設置し、システム化が可能な事務についての検証や自治体クラウドの検討を行い、必要性の高いものからシステム化を行います。現在導入済みのシステムについても検証の基、更新が必要なものの更新を進めます。また、複数台にわたる個々のシステムの一元化を図ります。

研修などに積極的に取り組み、職員のスキルアップを図ります。

(2) 民間委託等の推進

① 指定管理者制度の導入

指定管理者制度の導入が決定している施設については速やかに導入します。また、すでに導入している施設の検証を行い、その更新や新たに導入可能な施設について検討し、より良い制度運営を行います。

② 定型的事務、専門的事務事業等の外部委託

定型的な事務、専門的事務事業等の内、外部委託が可能な事務については積極的に外部委託を進め、事務処理にかかる負担とコストの軽減を図ります。

③ 嘱託職員、臨時職員の積極的活用

適正な事務処理及び事務処理の効率性とコスト軽減の観点から、定型的、専門的、臨時的など事務の内容によって、嘱託職員、臨時職員を積極的に導入し、組織横断的な活用策を検討します。

受付案内業務等を専門的に行う非正規職員の設置を検討します。

(3) 組織機構の見直し

① 行政組織機構の見直し

職員数の適正化計画に対応した、徹底した事務事業の見直しとそれに合わせた組織機構の見直しを行い、より効率的な体制づくりを進めます。

② 関係機関の見直し

関係機関について、機関ごとに検証見直しを行い、必要な改革を図ります。必要な場合は、組織の統廃合や補強等を検討します。

(4) 職員の能力を発揮させる人事管理の推進

① 人材育成基本方針の実施

長期的かつ総合的な視点で職員の能力開発を推進していくため、職員研修の充実、人事制度の見直しなど、人材育成の目的や方策を示した人材育成基本方針を策定し、人材の育成を図ります。

② 人事評価制度

適正な運用基準などを検討し、職員の能力を引き伸ばす研修の実施や執務上の指導等、人材育成の視点にも重点をおいた制度導入を図ります。

③ 職員研修の充実

人材育成基本方針に基づき、総合的な研修や専門性の高い研修の実施、及び職員の意欲が高まる自主研修制度を構築します。

(5) 地域協働の推進

① 地域活動(自治会活動等)の促進

地域住民等の主体的な地域活動を促進していくことで、地域の連帯意識を強化し、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という意識を醸成しながら、住民と行政の協働によ

るまちづくりを進めます。

②行政情報の提供とパブリックコメント制度の実施

行政情報を住民に積極的に公表し、開かれた町政を実現するとともに、各種計画策定等の課程において、パブリックコメント制度を導入するなど、広く住民の意見を求める仕組みづくりを大切にし、住民参加のまちづくりを推進します。

F T T H事業における文字放送による行政情報の提供を検討します。

③男女共同参画と女性の参画推進

川本町男女共同参画推進計画を推進するとともに、審議会、委員会等委員については、専門性も確保しつつ、女性委員の登用などまちづくりなどへの女性の参画を積極的に進めます。

(6)電子自治体の推進

①電子情報化の推進

川本町情報化推進計画に基づき、情報技術の進歩や社会情勢の変化に対応した施策を推進し、住民福祉につながる住民生活の利便性の向上を図ります。

2. 財政運営の改革

限られた財源や資源を有効に活用しながら、最大限の効果を挙げるためには、事業の重要性、緊急性などを考慮した「選択と集中」を進めるとともに、中長期的視野に立った計画的な財政運営に努める必要があります。本町の厳しい財政状況を勘案しながら、社会経済状況の変化に適切に対応できるような効率的かつ持続可能な財政基盤の確立を図るためには、徹底した歳出の抑制と歳入の確保に取り組まなければなりません。そのためには、引き続き事業を精査しながら、人件費の適正化、負担金・補助金の見直し、税料等の滞納対策、自主財源の確保などを積極的に推進する必要があります。

(1)定員管理及び給与等の適正化

①議員・各種委員等 報酬及び定数等

議員については報酬審議会を設置し、平成24年度以降の報酬の見直しを行うとともに、各種委員についても今後の人口規模等を見通しながら、多様化する行政ニーズに対応できる定数や報酬のあり方について検討し見直しを行います。

②町長、副町長、教育長 報酬

報酬審議会を設置し、平成23年度任期以降の報酬の見直しを行います。

③職員数

新たな定員適正化計画を作成し、適正な人員規模及び適切な配置に努めます。

④職員給与等

職員給与等について、財政状況なども考慮した上で検証・検討し、適正な運用を行います。

⑤定員・給与等状況の公表

人事行財政等に関する状況等を住民にわかりやすく公表します。

(2)歳入の確保

①負担金・手数料、使用料等の見直し

負担金・分担金、手数料、使用料等の見直しを行い、負担の公平性を確保するとともに、収入の確保に努めます。

②新たな財源の確保

有料広告の掲載、基金への公募などは勿論、配布物の有料化、施設使用料等の見直しを行い、新たな財源の確保に努めます。

③未利用財産の処分及び利活用

未利用の財産について、処分計画を策定・公表し、計画に沿って売却等の処分又は利活用を行います。

④町税等の収納対策の促進

収納体制の強化、滞納状況の公表、口座振替の推進等により、徴税等の収納対策を促進します。

差し押さえ等の手続きを強化し、徴収コストを考えた適切な滞納処理を検討します。

(3)歳出の削減

①事務事業の見直しによる事業費の削減

行政評価等により各事務事業の見直しを行い、削減が可能な事業については削減をし、必要と思われる事業には予算措置を施します。

(4)公社等の経営の健全化

①公社等の経営の健全化

公社等のあり方を議論し、運営方針を明確化すると共に、目的を達成したと判断した公社等については、解散等を含め適切な対処を実施します。

(5)補助金等の整理合理化

①補助金等の整理合理化

必要な補助は積極的に行いながら、実績の公表や効果の検証を行い、補助金等のあり方を十分検討し、終期の設定や事業の見直しなどを行います。

3. 行政経営基盤の確立

今日の地方自治体を取り巻く状況は、住民ニーズの多様化とともに、地方分権の進展による事務事業の移譲が本格化するなど、基礎自治体である市町村の担うべき事業量は増加し、その役割はますます重要となってきています。今後、新たな住民ニーズに対応するためには、行財政運営の強化とともに、行政経営基盤の抜本的な見直しが緊急の課題となっています。また、住民と協調するまちづくりを推進するうえで、住民との情報の共有化、

透明性の高い行政経営を行うための情報公開の必要性も一層高まっており、住民と行政の良好なパートナーシップを形成するためには、客観的な視点に基づく行政活動の評価と公表が不可欠です。

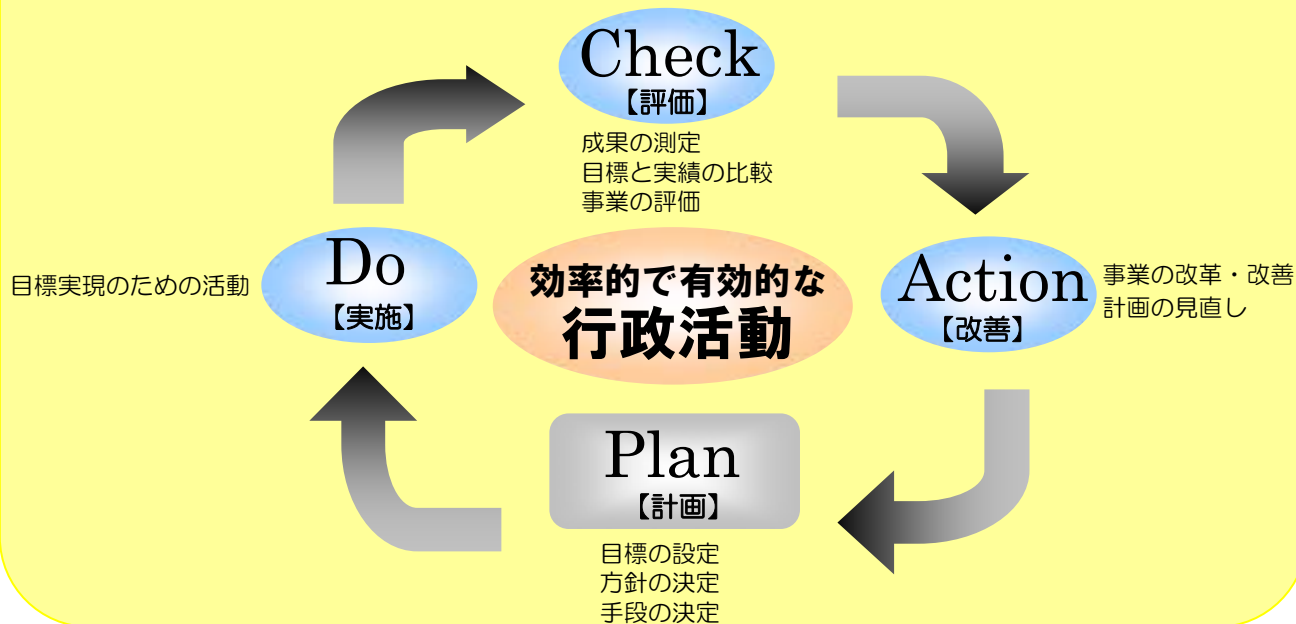
このような中、現在の行政経営基盤を抜本的に見直し、行政が行う施策や事務事業について、その効果を測定するとともに限られた財源を効果的に配分するため、本町では事務事業の実績を評価するための行政評価制度を導入します。

(1)行政評価とは

行政評価とは、総合計画を基本として政策、施策、事務事業を実施するにあたり、「施策や事業の目的は何か」、「期待した成果はあがっているか」、「適正なコストで効率的に行われたか」といった評価項目を明確にした上で、成果(効果)に重点を置き客観的に評価・検証を行うものです。その評価結果により明らかとなった課題は迅速に次の計画等に反映させ、改善を図っていくとともに、より効率的で住民に分かりやすい自治体経営を確立し、最終的には住民の納得度の向上を図る行政改革の手法の一つです。川本町では平成22年度事業分から段階的に試行期間を経て、平成24年度から実施する第5次総合計画の事業実施に併せて本格導入します。

行政活動の多くは、住民のみなさんが安心・安全で快適な生活を営むことができるように、税金を使って賄われるものです。使うことのできるお金は限られていますので、町はその本来の目的を達成するため、できるだけ効率よく、有効的な活動を行う必要があります。したがって、新しい事業を計画するときには、慎重な検討を行い実施しています。しかし昨今の社会状況の変化や住民ニーズも多様化により、当初は有効だった計画がいつまでも有効であるという保証はなくなってきています。行政活動が本来の目的を達成するためには、目指す効果がきちんとあらわれているのか、住民の役に立っているのかを、検証・評価し、着実に改善していかなければなりません。

【PDCAサイクルによる行政活動のマネジメントの導入】



目標を設定した計画(Plan)に基づき、それを実現するために事業を実施(Do)した後、事業の成果を評価(Check)することによって、事業の改善(Action)を図ります。従来の行政に欠けていたこのようなマネジメントサイクル(PDCAサイクル)を構築することに行政評価を実施する重要な意義があります。

(2) 行政評価制度の目的

行政評価を実施する目的は以下の3点です。

① 住民への説明責任の確保

事務事業の目的、内容、達成度や成果などを住民にわかりやすい形で公開することにより、住民への説明責任を果たし、透明性の高い自治体経営を実現します。

② 事務事業の効率性の向上

事務事業の目的や目標を明確にし、その成果や実績を明らかにすることにより、当初設定した目標の達成度や費用対効果を客観的に評価し、事務事業の効率性を向上させます。また、住民の生活がどう変わり向上したのかという成果を重視することで、「成果志向」へと職員の意識を改革するとともに、事業の目的意識、コスト意識をもつことで職員の政策形成能力の向上を図ります。

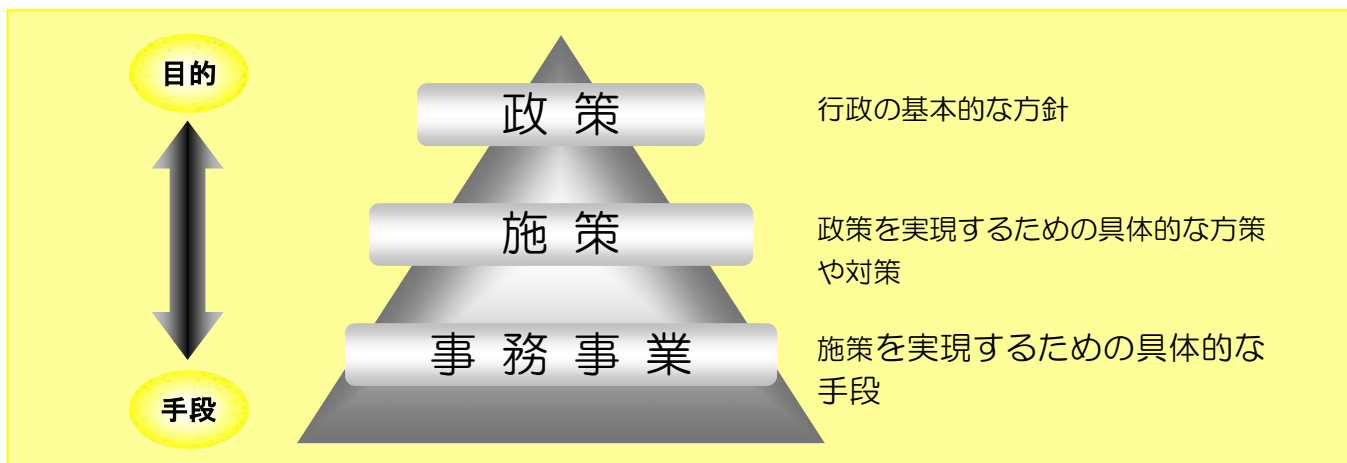
③ 住民視点に立った成果重視の行政実現

行政活動を実施した結果、住民に対してどのような成果がもたらされたかという「成果志向」に基づく行政運営を行い、住民にとって満足度の高い行政を実現します。

(3) 制度の内容

行政活動は、上位から「政策」「施策」「事務事業」の三階層に分けることができ、これらが相互に「目的⇔手段」の関係を持ちながら、一つの体系を形成しています。

行政評価は、「政策」「施策」「事務事業」のそれぞれのレベルでの導入が考えられます。川本町では、平成22年度事業分から試験的に「事務事業」について、行政評価を実施します。



(4) 行政評価の方法

① 事務事業評価

1) 評価の概要

町の各課で実施している事務事業のうち主要な施策について、担当係で1次評価を行い、それを踏まえて担当課で総合的な2次評価（継続、縮小、廃止等）をしたうえで、今後の方向性を判断します。

2) 目標の設定と実績の検証

事務事業をより客観的に評価するため、下記の2種類の指標について、事業実施前（予算要求時）に目標を設定し、その実績と比較することにより定量的な評価を行います。

活動指標 … 事業量や活動量（アウトプット）を具体的に示す指標

「何をどれだけやったか」

成果指標 … 事業を実施したことにより得られた成果（アウトカム）を具体的に示す指標

「それによって何が得られたか」

3) 一次評価の方法（担当係で評価）

下記の視点から、担当係で一次評価を行います。

必要性 … 行政の関与の是非、上位政策・施策への関与と妥当性、住民ニーズのあり方等から必要性を判断する。

「行政の関与のあり方から、行政が担う必要があるか」

「目的が達成されることが上位政策・施策に結びつくか」

「事業目的が住民ニーズに照らして妥当か」

「既に目的が達成され必要性が薄れていないか」

有効性 … 実施している事業の効果や目標の達成状況等により、事業目的の達成に有効かどうか判断する。

「当初設定した目標に対して実績は上がっているか」

「事業の目的と成果が結びついているか」

効率性 … 「最小の経費で最大の効果」を念頭に、コストや時間の要素を取り入れ、事業の効率性を判断する。

「経費は適切かつ必要最小限であるか」

「事業実施のための最適な手段・方法であるか」

公平性 … 公平の原則にたち、負担と受益のバランスの是非を判断する。

「サービスの受益対象者全体から見て、特定の個人・団体に受益が偏っていないか」

「受益者負担は適正か」

4)二次評価の方法(担当課で評価)

一次評価を踏まえて、担当課で総合的な評価を行い、下記の中から今後の方向性を判断します。

拡大 … 予算・人員等を拡充し、その事業を積極的に推進

継続 … 現状のまま継続

改善 … 対象となるものの範囲、手段等を改善（投入資源は現状維持）

縮小 … 対象となるものの範囲縮小、実施回数の減少等サービスの削減

終了 … 予定どおり終了

休止 … 一時的に休止

廃止 … 廃止又は廃止の方向で検討

②施策評価

第4次総合計画の基本計画に掲げた「各章」（＝政策）を単位として、数値目標の進捗度を中心に検証することにより第5次総合計画の基本計画に反映します。

事務事業評価を踏まえて、担当所属長が「庁内行政評価委員会（副町長、教育長、総務課長）」において、総合的な観点から施策について報告し、今後の方向性を判断します（三次評価）。

③最終評価

町長は、施策評価の結果に基づき、政策等の目的や、それらの住民生活及び社会経済に対する効果その他評価に係る事項を踏まえて、最終評価（四次評価）を実施します。

(5)総合計画及び予算との連動について

①総合計画と行政評価の連動について

全ての事務事業が第4次総合計画のどの部分に位置付けられるかが分かるよう、明確に体系化します。

「章」政策 > 「節」施策 > 「項目」事務事業

また、第4次総合計画に掲げた「章」を単位として施策の進捗度を検証することで、次期総合計画の基本計画を策定するツールとして行政評価を活用します。

②予算と行政評価の連動について

行政評価における事務事業が、どの予算費目に含まれるのかを明確に体系化します。また、予算要求の段階においても一定程度（半期分）の行政評価を実施し、予算編成と連動させます。

(6) 評価結果の公開について

① 住民に対する説明責任

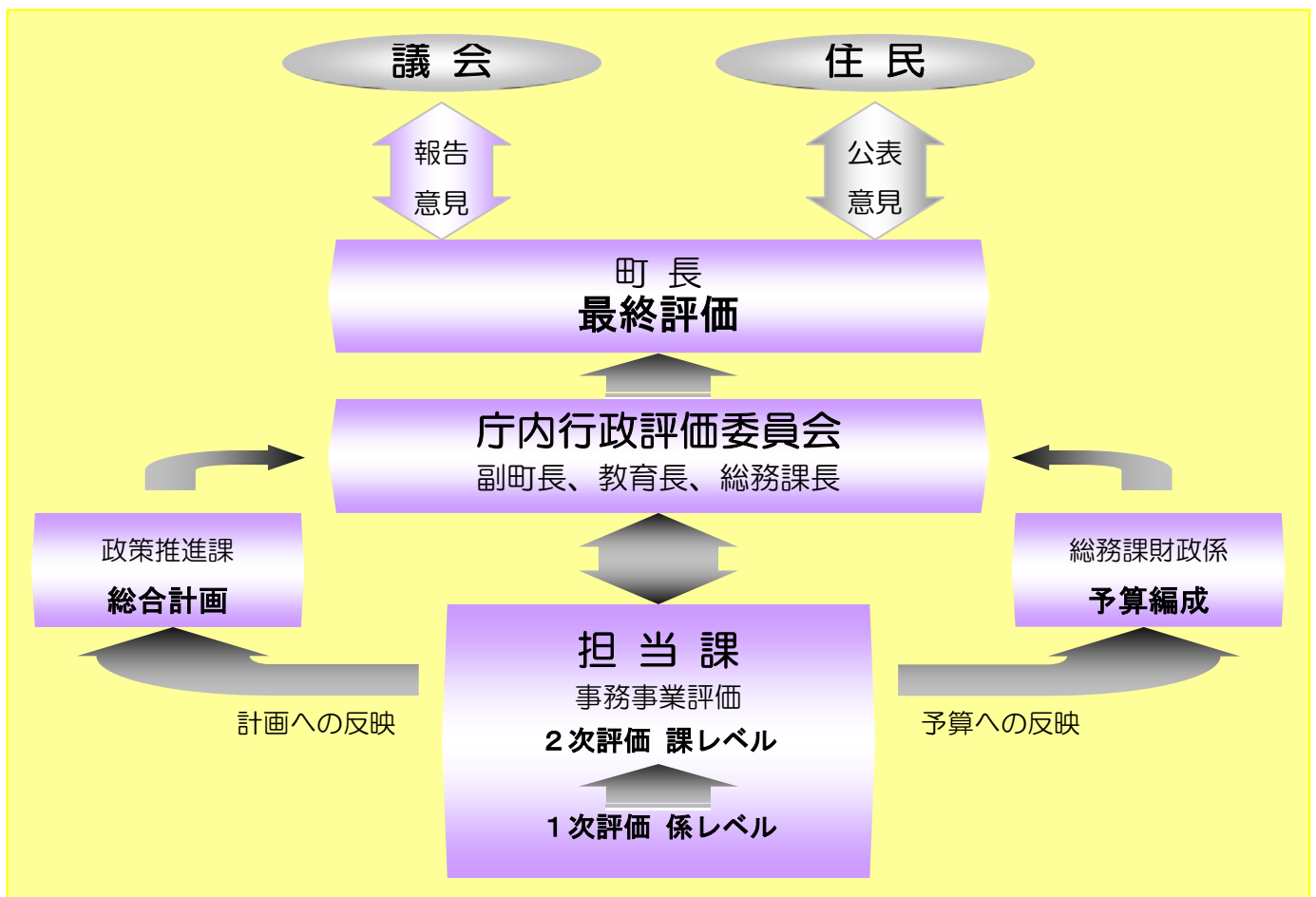
事務事業がどのような目的で、どのくらいコストをかけて、どれだけ成果が上がっているのか、ということを経済者である住民に公表することで、住民に対する説明責任を確保し、住民の納得度の向上を図ります。

② 公表の方法について

行政評価の結果については、町のホームページや「まちの予算」等を通じて、住民に分かりやすく情報を提供するとともに、住民からの意見を聴いて、制度の改善等に反映させます。

③ 議会への報告

議会における政策審議の充実や議会の監視機能の強化の観点から、議会に対して、行政評価結果を報告し、説明を行います。



IV 実施期間等

1. 実施期間

第3次行財政改革大綱の実施期間は、平成22年度から平成26年度の5年間とします。

2. 実施計画の策定

第3次行財政改革大綱を計画的に実施するため、別に実施計画を策定します。なお、実施計画は、具体的な目標をできるだけ数値化した内容とします。

3. 推進体制と進行管理

第3次行財政改革大綱は、町長を本部長とする「川本町行政改革推進本部」の総合調整と進行管理の下に全庁的な取り組みとして推進するものとし、推進状況を随時「川本町企画連絡会議」に報告し、意見を求めるとともに、町議会との連携を密にし、住民、関係団体等との理解と協力を得るよう努めます。

第2次行財政改革大綱 行財政集中改革プランの検証

1. 事務事業の効率化・高度化

行政評価の導入を目標に掲げていたが、導入には至らず、具体的な検討も行えないままであった。各施策についての成果目標の設定や、実績の評価も実施できなかった。住民手続きのワンストップ化や手続きの簡素化については、各課の連携や検討により住民サービスの向上につながってきている。情報処理システムの導入については、法制執務支援システム、農地地図情報システム、生活保護システムや障害者関連システムなどの導入を行ったが、保育所システムや児童手当システムについて導入に至らなかった。また、導入済みのシステムについても十分活用されていないものもあった。

2. 民間委託等の推進

指定管理者制度を導入し、インフォメーションセンターかわもと、弥山荘、笹遊里、地域福祉センター、悠湯プラザなどを指定管理者の管理に移していった。しかし、課題となっていたかわもと音戯館については、指定管理の導入に至っていない。道路の維持管理、水道の検針業務、介護保険訪問調査など、実施可能なものから外部委託行っている。嘱託職員については、定型的な事務や専門的な事務などに取り入れ活用を行っている。

3. 定員管理及び給与等の適正化

前計画に引き続き報酬のカットなどを行い一定の成果はあったが、基本的な報酬の見直しは行えなかった。職員数については、福祉事務所の設置等新たな事務への対応も求められたが、前計画に引き続き削減に努め、ほぼ目標を達成することができた。職員給与等については、引き続き抑制に努め、その状況等もHP等を活用し公表に努めた。

4. 組織機構の見直し

役場の組織については、福祉事務所の設置等の事務事業の増加はあったものの、前計画に基づき行った組織機構の見直しをほぼ引き継ぐ形を保つことができた。消防組織については、2班の削減を行ったが、抜本的な改革には至らなかった。町観光協会については、組織の再構築を行い、情報発信等の業務については管理を道の駅に委託した。

5. 職員の能力を発揮させる人事管理の推進

人材育成基本方針については、策定することができなかった。人事評価制度についても、自己申告書の形式の一部変更を行ったが、試行に至らなかった。職員研修の機会拡充を行ってきたが、職員数の減少等もあり、参加は頭打ちの状況である。

6. 歳入の確保及び経費の節減等財政の健全化

現行の見直しとして、受益者負担の見直しや防災行政無線使用料の改定、行政財産の目的外使用料の算定方法の見直しなどを行った。新たな財源の確保を目指し、広報紙やホームページへの有料広告制度を導入すると共に、ふるさと思いやり基金の活用を図ったが、導入を考えていた自治会配布物の有料化や他の使用料等の見直しは行えなかった。未利用財産の売却も進めたが思うような成果とならなかった。徴収対策として、口座振替を推進すると共に、滞納対策として、管理職徴収や、各課が連携を図り総合的な収納体制を整備するなどの取り組みを行い、行政サービスを制限できる条例の制定も行った。

歳入の見直しとして、徴税の前納報奨金及び納税組合に対する奨励金制度を廃止した。医療費の削減を図るための健康づくり事業の推進や、ゴミ減量化のための啓発活動の推進等を行ったが、残念ながら大きな成果となっていない。町としては、ハイブリット車、太陽光発電、LED照明の導入などにより経費節減に対する取り組みを進める。

財政健全化の取り組みとして、各計画に基づき、職員給与等の抑制や報酬のカット、地方債発行の抑制、施設運営費の抑制などを行うと共に、町債の繰上償還等を行い、後年度負担の抑制や平準化を図った。また、それらの状況を議会等へ積極的に公表した。

7. 公社、財団等の経営健全化

土地開発公社及び農業公社について、経営内容等を抜本的に見直し、土地開発公社については解散に向けた協議を進め、農業公社については、営農指導や農業振興に重点を置いた事業に見直しを行った。文化振興財団については、見直しの結果、解散とした。

8. 地域協働の推進

元気な地域づくり支援事業などの取り組みにより地域活動を強化すると共に、必要に応じて地域の職員の派遣等を行った。計画策定などにおいては、パブリックコメント制度を活用するなど行政情報の公開に努めた。男女共同参画推進計画に基づき委員会等に女性の登用に努めた。

9. 補助金等の整理合理化

経常的な運営費補助金については、団体等に経営・運営等の改善を求め段階的に補助金の抑制を行ったが、実施を計画していた、各種補助金の実績報告の公表等による使途の明確化や、行政評価システムの導入には至らなかった。

10. 電子自治体の推進

公共施設の予約システムの導入等を計画していたが、十分な運用ができていない。町内の情報化の推進については、地域情報通信基盤整備事業の採択により、町内全域全世帯に光ファイバーを設置し、ブロードバンド環境を整備すると共に、難視聴対策や携帯不感地域の解消に取り組めることとなった。

◇第3次川本町行財政改革大綱実施計画(平成22年度～平成26年度)

この実施計画は、平成17年度に策定した「第2次川本町行財政改革実施計画(平成17年度～平成21年度)」を検証し、それを基に全面的に見直し、新たな5カ年計画として策定したものです。

行政運営の改革

1. 事務事業の効率化・高度化

①行政評価の導入

現状と課題	<p>行政評価は、「成果重視」、「経営意識」、「説明責任」の観点から、住民の満足度の高い行政サービスの提供と客観的な視点による事業の取捨選択を図るためにも、重要なものである。また、その経過や成果については、まちづくりや人材育成につながるものでなければならない。</p> <p>行政評価の導入を目指し、その前段として成果目標や評価を公表することとしていたが、実際は、町の予算等を活用した予算内容などの説明に終始し、評価の公表までには至っていない。</p>	
成果目標	<p>平成24年度からの第5次総合計画のスタートに併せ、事務事業評価を導入する。</p> <p>それまでは、予算事業概要書等を活用し、事務事業評価導入に向けた試行を行うとともに、状況を「まちの予算」や決算時の主要な成果として公表する。</p>	
実施計画	平成22年度	試行の実施
	平成23年度	試行の実施、予算要求に併せ、シート作成
	平成24年度	行政評価導入
	平成25年度	↓
	平成26年度	↓

②住民手続きの改善

現状と課題	<p>住民の窓口での手続き等の簡素化を図るため、ワンストップサービスの実現や押印の廃止などに取り組んできた。</p> <p>ワンストップサービスについては、完全な総合窓口化までは実現していないが、各所管課の連携により、可能な限り一つの窓口で一連の手続きが処理できるようになっており、押印についても、可能な限り廃止を進めてきている。(住民登録、税、保険、福祉、水道、防災行政無線、学校関係等)</p>	
成果目標	<p>住民サービスの向上を目指し、常に点検を実施し、窓口での対応の向上を図ると共に、総合的な手続きに関するホームページ作成にも取り組む。</p> <p>また、転出入に係る関連情報の提供など、より一層のサービス向上を図る。</p>	
実施計画	平成22年度	検証・改善実施
	平成23年度	↓
	平成24年度	↓
	平成25年度	↓
	平成26年度	↓

③事務の効率化・高度化の処理システムの導入

現状と課題		<p>財務会計システムの導入、住基情報の共同処理など、電算システムの導入を進めてきている。</p> <p>事務量の増大や業務の多様化、処理の迅速化や的確化、情報公開や個人情報保護への適正化など、事務処理の効率化、高度化が求められており、これの対応として、縮小する職員体制に対応できる各種事務処理システムの導入や更新を行い、行政事務の適正化を図る必要がある。</p> <p>〈導入済みの主なもの〉 財務会計、法制執務支援、農地図情報、生活保護、障害者関連、等</p> <p>〈導入を検討する主なもの〉 保育料、児童扶養手当、防災行政無線、ホームページ</p>
成果目標		<p>庁内に情報化検討委員会を設置し、システム化が可能な事務についての検証や自治体クラウドの検討を行い、必要性の高いものからシステム化を行う。</p> <p>現在導入済みのシステムについても検証の基、更新が必要なものの更新を進める。</p> <p>また、複数台にわたる個々のシステムの一元化を図る。</p> <p>研修などに積極的に取り組み、職員のスキルアップを図る。</p>
実施計画	平成22年度	財務会計等システム更新検討、新規システム化検討
	平成23年度	財務会計システム更新準備・新規システム導入準備
	平成24年度	検証・保守管理
	平成25年度	↓
	平成26年度	↓

2. 民間委託等の推進

①指定管理者制度の導入

現状と課題		<p>本町では、利用者サービスの向上と効率的な管理運営を行うことを目的に創設された、指定管理者制度の導入に積極的に取り組み、既にいくつもの施設で導入している。</p> <p>導入済みの施設について検証を行うとともに、新たに導入可能な施設等について検討を行う。</p> <p>〈導入済みの主な施設〉 インフォメーションセンターかわもと、弥山荘、地域福祉センター、悠湯プラザ、集会施設、等</p> <p>〈導入を検討する主な施設〉 音戯館、社会教育施設、簡易水道施設、農業集落排水施設、等</p>
成果目標		<p>指定管理者制度の導入が決定している施設については速やかに導入する。また、すでに導入している施設の検証を行い、その更新や新たに導入可能な施設について検討し、より良い制度運営を行う。</p>
実施計画	平成22年度	音戯館の指定管理について決定、他施設の検討・検証
	平成23年度	音戯館の指定管理開始、他施設の検討・検証
	平成24年度	実施状況確認・検証
	平成25年度	↓
	平成26年度	↓

②定型的事務、専門的事務事業等の外部委託

現状と課題	<p>前計画において、外部委託が可能な事務事業について洗い出しを行い、可能なものについては、外部委託を推進してきた。</p> <p>しかし、事務によっては委託が難しいものもあるため、今後とも検討を行い可能なものについては進めていく必要がある。ただし、個人情報保護や住民福祉の視点については十分な配慮が必要である。</p> <p>〈外部委託を行っている業務〉 道路・集落排水施設・水道施設の維持管理</p> <p>〈検討が必要な事項〉 住宅等の維持修繕、電算処理業務、外郭団体等で実施可能な事務事業 町が指定管理を受けている悠邑さと会館運営の外部委託</p>	
成果目標	定型的な事務、専門的事務事業等の内、外部委託が可能な事務については、積極的に外部委託を進め、事務処理にかかる負担とコストの軽減を図る。	
実施計画	平成22年度	委託可能な事務の検討、既委託事務の検証
	平成23年度	検証・検討
	平成24年度	↓
	平成25年度	↓
	平成26年度	↓

③嘱託職員、臨時職員の積極的な活用

現状と課題	<p>毎年度、次年度の嘱託職員、臨時職員の雇用計画を作成し、効率的で効果的な事務処理体制の確保を図ることとしてきた。</p> <p>しかし、職員数の減少や権限移譲等に伴う事務事業の増加等により、需要が増大したこともあり、十分な検証や計画策定がされていない。特に、ここ数年は緊急雇用創出事業への対応もあり、臨時職員を中心に大幅に増加している。</p> <p>補助事業の終了を意識し、適正な職員配置と連携し、適正な雇用計画を作成し事業実施に取り組む必要がある。</p>	
成果目標	<p>適正な事務処理及び事務処理の効率性とコスト軽減の観点から、定型的、専門的、臨時的など事務の内容によって、嘱託職員、臨時職員を積極的に導入し、組織横断的な活用策を検討する。</p> <p>受付案内業務等を専門的に行う非正規職員の設置を検討する。</p>	
実施計画	平成22年度	緊急雇用創出事業等の積極的活用
	平成23年度	雇用計画の作成
	平成24年度	検証・見直し
	平成25年度	↓
	平成26年度	↓

3. 組織機構の見直し

①行政組織機構の見直し

現状と課題	<p>財政健全化や単独町政維持のため、平成16年度に課や係の統廃合を行い、課等を12→8、係を33→15とした。(平成22年4月現在では、7課(1内室)1局1室17係と、1課2係の増となっている。)</p> <p>福祉事務所の設置など、事務事業の変化もあるが、限られた人員でより効率的な事務にあたることができるよう、組織機構の見直しを行う必要がある。また、行政課題に対応した、柔軟で弾力的な組織づくりのための仕組みを確立する必要がある。</p>	
成果目標	職員数の適正化計画に対応した、徹底した事務事業の見直しとそれに合わせた組織機構の見直しを行い、より効率的な体制づくりを進める。	
実施計画	平成22年度	検証・見直し
	平成23年度	↓
	平成24年度	↓
	平成25年度	↓
	平成26年度	↓

②関係機関の見直し

現状と課題	<p>消防組織の見直しや、観光協会の再構築等に取り組んできたところであるが、より一層の事務事業の効率化を図る観点に立ち、町が関係する関係機関の体制や運営方法等徹底した検討を行い、必要な改革を図る必要がある。</p> <p>〈関係機関等〉 消防団、観光協会、土地開発公社、農業公社、土地改良区、給食会、社会福祉協議会 等</p>	
成果目標	<p>関係機関について、機関ごとに検証見直しを行い、必要な改革を図る。必要な場合は、組織の統廃合や補強等を検討する。</p>	
実施計画	平成22年度	土地開発公社の解散、土地改良区についての検討
	平成23年度	その他機関についての検討
	平成24年度	↓
	平成25年度	↓
	平成26年度	↓

4. 職員の能力を発揮させる人事管理の推進

①人材育成に関する基本方針の作成

現状と課題	<p>総数が削減となった職員の中で多様化する行政ニーズに対応するためには、職員個々のスキルアップが必要となる。そのためにも長期視点に立ち、計画的で総合的な職員研修を行うことが求められている。</p> <p>前計画で策定することとしていたが、取り組むことができなかった課題であり、早急な計画策定とそれに基づく育成を実施する必要がある。</p>	
成果目標	<p>長期的かつ総合的な視点で職員の能力開発を推進していくため、職員研修の充実、人事制度の見直しなど、人材育成の目的や方策を示した人材育成基本方針を策定し、人材の育成を図る。</p>	
実施計画	平成22年度	人材育成基本方針の策定
	平成23年度	実施・検証
	平成24年度	↓
	平成25年度	↓
	平成26年度	↓

②人事評価制度の導入

現状と課題	<p>人事評価制度については、新給与体系へ移行されたことに伴い検討されてきたが、導入に至っていない。川本町のような小規模自治体においては、導入や運用が難しい面もあるが、人材育成の視点にも重点をおくなど川本町の実情にあった運用基準を検討し、適正な運用が可能な制度の導入を図る必要がある。</p>	
成果目標	<p>適正な運用基準などを検討し、職員の能力を引き伸ばす研修の実施や執務上の指導等、人材育成の視点にも重点をおいた制度導入を図る。</p>	
実施計画	平成22年度	町の実情に合わせた運用基準の検討と管理職を対象に試行導入の準備
	平成23年度	管理職を対象に試行導入し、検証を進める
	平成24年度	試行導入の検証、検討
	平成25年度	試行導入の検証、全職員への導入検討
	平成26年度	全職員を対象に試行導入

③職員研修の充実及び自主研修活動の支援

現状と課題	行政課題や住民ニーズが多様化、複雑化し、より高度な政策判断が求められる中、これまで以上に職員の高い行政能力が問われている。そのために計画的な人材育成として、自治研修所等における研修は勿論、自治大学校、市町村アカデミー等、専門性の高い職員研修を実施する必要がある。また、職員の自主研さん、能力開発を積極的に助長するための自主グループ等への助成実施などを検討し実施する必要がある。		
成果目標	人材育成基本方針に基づき、総合的な研修や専門性の高い研修の実施及び職員の意欲が高まる自主研修制度を構築する。		
実施計画	平成22年度	職員研修の実施及び自主研修制度の検討	
	平成23年度	職員研修の実施及び自主研修制度の構築	
	平成24年度	職員研修の実施及び制度に基づく研修支援の実施	
	平成25年度	↓	
	平成26年度	↓	

5. 地域協働の推進

①地域活動(自治会活動等)の促進

現状と課題	中山間直接支払事業、地域の公民館活動、保健部長や福祉協力員の協力、除草作業の実施など、協働による活動は行われているが、より進展させるために元気な地域づくり支援事業などを展開してきた。しかし、まだ取り組みが行われていない地域や取り組みが弱い地域も多い。行政としても、協働の取り組みがまだ弱い点もあり、地域における人材育成の支援も含め、今後とも取り組みを強化していく必要がある。そのために、自治会の要請に基づき担当職員等を派遣し、地域の課題解決に向けた取り組みや地域活動の促進策に対する助言等支援を行い、まちづくりへの住民参加と行政との連帯強化を図る。またそのためには、集落支援員の活用、職員派遣や担当制など必要なルールづくりをする。		
成果目標	地域住民等の主体的な地域活動を促進していくことで、地域の連帯意識を強化し、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という意識を醸成しながら、住民と行政の協働によるまちづくりを推進する。		
実施計画	平成22年度	元気な地域づくり事業等で実施	
	平成23年度	要請内容に応じて支援実施	
	平成24年度	↓	
	平成25年度	↓	
	平成26年度	↓	

②行政情報の積極的提供とパブリックコメントの実施

現状と課題	予算、決算、各種事業計画など、各種の行政情報を住民に積極的に提供するとともに、各種計画策定や事務事業において、パブリックコメント(意見公募手続)を行い広く住民の意見を聞き、政策決定や行政運営に反映する事が求められている。 情報の公開やパブリックコメントの方法として、近頃多くホームページが利用されているが、可能な限り多くの住民に参加の機会を保障する工夫が必要がある。		
成果目標	行政情報を住民に積極的に公表し、開かれた町政を実現するとともに、各種計画策定等の課程において、パブリックコメント制度を導入するなど、広く住民の意見を求める仕組みづくりを大切にし、住民参加のまちづくりを推進する。 FTTH事業における文字放送による行政情報の提供を検討する。		
実施計画	平成22年度	検討・実施	
	平成23年度	↓	
	平成24年度	↓	
	平成25年度	↓	
	平成26年度	↓	

③男女共同参画と女性の参画推進

現状と課題	平成17年度に男女共同参画推進計画を策定し、その計画に基づき施策を推進している。また、女性委員等の登用にも取り組んでいる。 平成22年度に前期計画の検証を基に後期計画を策定するとともに、引き続き参画を推進する。	
成果目標	川本町男女共同参画推進計画を推進するとともに、審議会、委員会等委員については、専門性も確保しつつ、女性委員の登用などまちづくりなどへの女性の参画を積極的に進める。	
実施計画	平成22年度	男女共同参画推進計画の改定
	平成23年度	参画の推進
	平成24年度	↓
	平成25年度	↓
	平成26年度	↓

6. 電子自治体の推進

①情報基盤の整備と利活用

現状と課題	平成21年度に川本町情報化推進計画を策定し、FTTH整備事業などに取り組んできている。今後は、住民の福祉につながるよう、これらの利活用を推進するとともに、行政組織としても発展できるシステム構築に取り組む必要がある。	
成果目標	川本町情報化推進計画に基づき、情報技術の進歩や社会情勢の変化に対応した施策を推進し、住民福祉につながる住民生活の利便性の向上を図る。	
実施計画	平成22年度	FTTH整備事業の推進
	平成23年度	情報基盤の利活用の推進
	平成24年度	↓
	平成25年度	↓
	平成26年度	↓

財政運営の改革

1. 定数管理及び給与等の適正化

①議員・各種委員等の報酬及び定数

現状と課題		<p>財政状況の悪化や、単独町政に対応するため、議員や各種委員の報酬や定数について見直しを行い、報酬のカットや定数の削減を行ってきた。</p> <p>今後は、財政状況を反映しながらも行政水準が維持できる報酬や定数のあり方について検討し、必要な見直しを図る必要がある。</p> <p>〈現在の状況〉</p> <p>議員報酬 H14年度～5%カット H16年度～15%カット H20年度～20%カット H22年度～10%カット</p> <p>各種委員報酬 H16年度～5%カット</p> <p>議員定数 H14年まで14人 H15年～12人 H16</p>	
成果目標		<p>議員については報酬審議会を設置し、平成24年度以降の報酬の見直しを行うとともに、各種委員についても今後の人口規模等を見通しながら、多様化する行政ニーズに対応できる定数や報酬のあり方について検討し見直しを行う。</p>	
実施計画	平成22年度	報酬審議会を設置し、報酬の見直しを行う	
	平成23年度		
	平成24年度		検証及び見直し
	平成25年度		↓
	平成26年度		↓

②町長、副町長、教育長の報酬等

現状と課題		<p>財政状況の悪化や、単独町政に対応するため、町長、副町長、教育長の給与等についても見直しを行い、カットを行ってきた。</p> <p>今後は、財政状況を反映しながらも行政水準が維持できる報酬のあり方について検討し、必要な見直しを図る必要がある。</p> <p>〈現在の状況〉</p> <p>町長の給与 H14年度～20%カット H16年度～25%カット</p> <p>副町長及び教育長の給与 H14年度～15%カット H16年度～20%カット</p>	
成果目標		<p>報酬審議会を設置し、平成23年度任期以降の報酬の見直しを行う。</p>	
実施計画	平成22年度	報酬審議会を設置し、報酬の見直しを行う	
	平成23年度		
	平成24年度		検証及び見直し
	平成25年度		↓
	平成26年度		↓

③職員数

現状と課題		<p>長期的財政運営の安定化に向けた職員数のあり方について、今後の人口規模等を見通した見直しを行い、行政コストの削減を引き続き行う必要がある。一方、国や県から事務事業の移譲など、新たな行政需要への対応が求められている上に、今後5年間で12人の定年退職者がある。これらのことから、50歳以上の職員に対して行っている退職勧奨を引き続き実施しながらも、職員採用については計画的に実施する必要がある。</p>
成果目標		<p>新たな定員適正化計画を作成し、適正な人員規模及び適切な配置に努める。</p>
実施計画	平成22年度	定員適正化計画の作成 4月1日現在 59人
	平成23年度	4月1日現在 人(59人－前年度退職▲1人＋採用 人)
	平成24年度	4月1日現在 人(人－前年度退職▲1人＋採用 人)
	平成25年度	4月1日現在 人(人－前年度退職▲5人＋採用 人)
	平成26年度	4月1日現在 人(人－前年度退職▲1人＋採用 人)

※実施計画中の数値については、定員適正化計画の作成後に表示する。

④職員給与等

現状と課題	平成18年度から導入された新しい給与体系に移行しているが、適正な運用に向け今後とも検討が必要である。また、現在行っている、職員給与のカットについても適正な検討等が必要となっている。 給与カット等の状況 1級～3級…3.5% 4級…4.5% 5級…6.5% 6級…8.5%	
成果目標	職員給与等について、財政状況なども考慮した上で検証・検討し、適正な運用を行う。	
実施計画	平成22年度	総人件費抑制の継続実施と検証
	平成23年度	↓
	平成24年度	↓
	平成25年度	↓
	平成26年度	↓

⑤定員・給与等状況の公表

現状と課題	住民の納得と支持が得られるよう、住民等に対し人事行政運営等の状況を公表している。公表に当たっては職員の定員・給与等の状況を明らかにし、他団体との比較や指標を用いるなど理解しやすい工夫を講じる。	
成果目標	人事行財政等に関する状況等を住民にわかりやすく公表する。	
実施計画	平成22年度	公表内容の検証・公表の継続
	平成23年度	↓
	平成24年度	↓
	平成25年度	↓
	平成26年度	↓

2. 歳入の確保

①負担金、手数料、使用料等の見直し

現状と課題	これまで、負担金・分担金、手数料、使用料等の見直しを行ってきたが、引き続き事業などに関し適正な負担をいただき、継続的な事業実施を図るとともに、財源確保観点から、他との均衡を欠かない範囲で見直しを行う必要がある。	
成果目標	負担金・分担金、手数料、使用料等の見直しを行い、負担の公平性を確保するとともに、収入の確保に努める。	
実施計画	平成22年度	検証及び見直し
	平成23年度	↓
	平成24年度	↓
	平成25年度	↓
	平成26年度	↓

②新たな財源の確保

現状と課題	広報紙やホームページへの有料広告掲載や、「川本町ふるさと思いやり基金」への公募などに取り組み、新たな財源の確保に努めているところであり、引き続き拡大を図るとともに、委託配布物の有料化の検討や、施設利用料の見直しなどを行い、新たな財源の確保を図る必要がある。	
成果目標	有料広告の掲載、基金への公募などは勿論、配布物の有料化、施設使用料等の見直しを行い、新たな財源の確保に努める。	
実施計画	平成22年度	新たな財源の検討、増収努力
	平成23年度	↓
	平成24年度	↓
	平成25年度	↓
	平成26年度	↓

③未利用財産の処分及び利活用

現状と課題	多くの未利用の土地・分譲宅地・建物などの財産を抱えており、固定資産税等の財政メリットや経済効果等も考慮し、売却等による処分を推進するとともに、利活用可能な物件について検討を行う必要がある。	
成果目標	未利用の財産について、処分計画を策定・公表し、計画に沿って売却等の処分又は利活用を行う。	
実施計画	平成22年度	処分計画の策定
	平成23年度	処分・利活用の推進
	平成24年度	↓
	平成25年度	↓
	平成26年度	↓

④町税等の収納対策の促進

現状と課題	収納対策を強化するため、各税や使用料等に関して、横断的に情報を共有する収納対策会議や管理職徴収などにより取り組んでいるほか、川本町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例を制定し、厳格な取り組みや総合的な取り組みを行うと共に、その状況を公表し納税者に理解を求めるなど多面的に取り組んでおり、継続する必要がある。金融機関が身近からなくなる中、口座振替を推進し、納税のしやすさなどにも配慮していく必要がある。また、県税と相互併任による徴収対策など、新たな取り組みも必要となっている。	
成果目標	収納体制の強化、滞納状況の公表、口座振替の推進等により、徴税等の収納対策を促進する。 差し押さえ等の手続きを強化し、徴収コストを考えた適切な滞納処理を検討する。	
実施計画	平成22年度	条例の運用開始
	平成23年度	総合的取り組み
	平成24年度	↓
	平成25年度	↓
	平成26年度	↓

3. 歳出の削減

①行政評価導入による事業及び事業費の見直し

現状と課題	各事務事業については、中期計画や予算編成作業などに於いて見直しを行い、不要と判断した経費については、削減を行っている。 それぞれの事務事業を多面的・客観的に判断し、必要な事業を促進すると共に、削減可能な経費については、一層の削減を進める必要がある。	
成果目標	行政評価等により各事務事業の見直しを行い、削減が可能な事業については削減をし、必要と思われる事業には予算措置を施す。	
実施計画	平成22年度	事務事業評価試行
	平成23年度	事務事業評価試行
	平成24年度	行政評価導入実施
	平成25年度	↓
	平成26年度	↓

4. 公社等の経営の健全化

①公社等の経営の健全化

現状と課題	川本町の関わる公社等について見直しを行い、文化振興財団については平成17年度に解散した。土地開発公社についても、保留地等の損失も大きくなるため、解散に向け事務を進めている。農業公社については、営農指導に重点を置いた農業振興と担い手育成を推進することとしており、それぞれの組織について、一定の方針が出されているところである。 引き続き、経営の健全化に向けた取り組みを行うと共に、地域振興につながるよう取り組みを強化する必要がある。	
成果目標	公社等のあり方を議論し、運営方針を明確化すると共に、目的を達成したと判断した公社等については、解散等を含め適切な対処を実施する。	
実施計画	平成22年度	経営の健全化、土地開発公社の解散
	平成23年度	検証と健全化の取り組み
	平成24年度	↓
	平成25年度	↓
	平成26年度	↓

5. 補助金等の整理合理化

①補助金等の整理合理化

現状と課題	補助金等については、財政健全化の取り組みに合わせ、多くの事業について縮減や廃止などが行われた。真に必要な事業については、行政として積極的に支援し応援する必要があるのは当然であるが、役割を終えたと判断するものや経常的な運営費補助的なものについては、事業の整理統合も行う必要がある。その過程においては、住民参加による十分な議論が必要である。	
成果目標	必要な補助は積極的に行いながら、実績の公表や効果の検証を行い、補助金等のあり方を十分検討し、終期の設定や事業の見直しなどを行う。	
実施計画	平成22年度	検証・公表・見直し
	平成23年度	↓
	平成24年度	↓
	平成25年度	↓
	平成26年度	↓